

( 教 ) 第 8 号  
昭和 5 7 年 3 月 3 日

本 部 各 部 課 長  
各 警 察 署 長 殿

|       |           |
|-------|-----------|
| 項目コード | G 0 1 0 4 |
| 保存期間  | 長 期       |
| 廃業年月日 |           |
| 担当係   | 術科指導係     |

三 重 県 警 察 本 部 長

三重県警察術科訓練安全管理要綱の制定について（例規通達）

改正 昭 6 0 ( 教 ) 第 1 1 号

術科の訓練に伴う受傷事故の防止、訓練方法の改善及び保健管理の適正を期するため、次のとおり「三重県警察術科訓練安全管理要綱」(以下「要綱」という。)を制定し、昭和 5 7 年 4 月 1 日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

記

三重県警察術科訓練安全管理要綱

## 第 1 目的

この要綱は、術科訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、安全かつ効果的な術科訓練の推進を図ることを目的とする。

## 第 2 術科安全管理委員会の設置

- 1 前記第 1 の目的を達成するため、警察本部に術科安全管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の構成は、三重県警察運営総合対策委員会に関する訓令（昭和 4 6 年三重県警察本部訓令第 1 0 号）に定める教養訓練部会の委員をもってこれに充てる。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。
  - (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
  - (2) 安全管理の措置基準の制定に関すること。
  - (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
  - (4) 安全教育の実施計画の策定に関すること。
  - (5) 安全意識の高揚に関すること。
  - (6) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。
- 4 委員会の会議は、必要なとき委員長が招集して開催するものとする。
- 5 委員会の事務局は、警務部教養課におくものとする。

### 第3 術科安全管理者の指定

- 1 術科訓練の安全管理を推進するため、警務部教養課長、警備部機動隊長、警察学校長及び警察署長を術科安全管理者とする。
- 2 術科安全管理者は、次に掲げる事項を処理するものとする。
  - (1) 安全管理の措置基準の実施及び指導監督に関すること。
  - (2) 安全管理の実態把握に関すること。
  - (3) 事故の調査、統計及び報告に関すること。
  - (4) 安全教育及び安全意識の高揚に関すること。
  - (5) その他委員会が定める事項

### 第4 安全管理の措置基準

術科訓練を行うに当たっては、別添「安全管理の措置基準」を遵守しなければならない。

## 別 添

### 安全管理の措置基準

#### 第1 共通事項

##### 1 人的管理

- (1) 訓練対象者の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度及び既往症等を把握し、訓練上欠陥のある者の発見に努めること。  
特に、必要があると認められるときは、医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練対象者の年齢、体力及び技能によって無理のない計画をたて、十分な準備のもとに訓練を行うこと。
- (3) 訓練に際しては、訓練人員、訓練場所及び訓練の内容等を考慮して、適宜、班別編成するなど、統制のある訓練を行うこと。
- (4) 無理な方法、危険な技等の訓練は行わないこと。
- (5) 技能に応じ、基本に忠実な訓練を行うこと。
- (6) 訓練中の指導、監視体制を確立し、常に訓練対象者の動静に注意し、異常を認めたときは、訓練を中止させる等の措置をとること。
- (7) 救急措置の研究及び救急体制を整備しておくこと。
- (8) 平素訓練から遠ざかっている者が訓練に参加したときは、急激な訓練を行わせないこと。

##### 2 物的管理

- (1) 道場、射撃場、体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿、消火設備等を入念に点検し、破損箇所等を発見したときは、早急に補修、整備の措置又は手続きをとること。
- (2) 用具、防具等は、定期又は使用前後に必ず点検し、異常を認めたときは、使用を禁止して、補修した後に使用させること。
- (3) 服装、用具及び防具等は、それぞれ訓練対象者の体格に合った物を着装又は使用させること。
- (4) 道場又は体育館内には、訓練に不必要な物品等を置かないようにすること。

#### 第2 個別事項

##### 1 柔道訓練

- (1) 頭部の受傷防止のため、首部の準備運動等を十分行わせるとともに、正しい受身の訓練を行うこと。
- (2) 受身訓練の必要性和安全かつ上手な投げ方を認識させるため、模範を示してから相互の訓練を行うこと。
- (3) 冬期の訓練は、特に準備運動や寝技等を行って身体を柔らかくしてから乱取りを行うこと。
- (4) 道場の面積と訓練人員を勘案して、必要により乱取りと寝技の訓練を区分して行うこと。
- (5) 変則な姿勢又は強引な組み方をする者に対しては、これを矯正し、正しい姿勢による円

滑な体の運用及び柔軟性に富んだ力の用法の訓練を行うこと。

- (6) 柔道の基本技である作り（崩し）、掛けの原理を理解させ、正しい技のかけ方及び防ぎ方を習熟させること。
- (7) まき込み等危険な技の模範を示して、その危険性を正しく理解させ、努めてこれらの技をかけさせないようにすること。
- (8) 高年齢者に対しては、年齢及び体力に応じた訓練を行うこと。

## 2 剣道訓練

- (1) 防具等の管理を適正に行い、特に小手の破れや竹刀のひび割れ等不完全なものは使用させないこと。
- (2) アキレス腱等の受傷防止のため、下半身の準備運動を入念に行うこと。  
特に、訓練の長期中断、心身の疲労、体重が増加したときなどにけがの発生が多いので、このようなときは、素振り、剣道形等の訓練にとどめ、急激な訓練を行わないこと。
- (3) 耳の受傷防止のため手ぬぐい等で頭部を覆うときに、耳まで覆わないようにするとともに、面垂れと耳との間に余裕を持たせて着装させること。
- (4) ひじの打撲傷防止のため、可能な限りサポーター、ひじ当て等を使用すること。
- (5) 剣道防具を正しく着装させ、定められた部位を正確に打突するように訓練を行うこと。
- (6) 基本動作（構え、足さばき）を習得させること。
- (7) 面具、小手等の消毒を行うこと。

## 3 逮捕術訓練

- (1) 訓練に際しては、腕立て伏せ、縄とび又は受身、体さばき、足さばき等準備運動や基本動作を行って、敏しょう性、柔軟性、持久力等を養うこと。
- (2) 攻撃、防ぎよの基本動作である前突き及び前けりの訓練を反覆して行うこと。
- (3) 多数の訓練対象者を同時に訓練するときは、訓練の種目、内容等により、必要な距離、間隔を十分にとること。
- (4) 防具を着用して訓練を行うときは、足元を安定させるため必ず逮捕術シューズ、運動足袋等を着用させること。
- (5) 打突、逆わざ等の訓練を行うときは、打突の部位、方法及び程度並びに逆わざの施術の方法及びその効果の判断等について模範を示し、その限界を理解させた上で訓練を行うこと。

なお、防具を着用しない訓練のときは、ソフト警棒を使用する場合を除き、警棒打ち、突き及び当て身は、相手の身体に触れる直前で動作を止めさせること。

## 4 けん銃操法訓練

### (1) 基本事項

ア 関係諸規定を厳守して訓練を行うこと。

イ 訓練対象者に回転式けん銃及び自動式けん銃の携帯者があるときは、訓練の場所及び

時間を異にして訓練を行うこと。やむを得ず同時に訓練を行うときは、銃の種類により班を編成して行うこと。

ウ 訓練は、けん銃つりひもをつけたまま行うこと。

エ 「たまぬけ」及び「たまこめ」をするときは、訓練対象者を1列横隊にして、指揮官の指揮により一斉に行うこと。

オ 一つの操法が一斉に終わったことを確認した後でなければ、次の訓練を行わないこと。

## (2) 訓練実包による射撃訓練

ア 聴覚障害予防のため、必ず耳せんを使用させること。

イ 常に換気に配慮するとともに、長期の訓練を行うときは、訓練対象者に精密検査を受けさせるなど、健康障害者の早期発見に努めること。

ウ 射撃訓練終了直後には、必ず洗顔、うがいを励行させること。

エ 冬期の訓練においては、手のかじかみに起因する事故防止のため、特に、保温に配慮すること。

## (3) 特殊訓練弾による射撃訓練

前記(1)及び(2)を準用するほか、跳弾による受傷事故等の防止のため、訓練対象者相互の間隔及び標的距離を適正にするとともに、標的に跳弾防止のための措置をすること。

# 5 体育訓練

## (1) 走訓練

### ア 訓練前の措置

(ア) 平素において、定期的な健康診断あるいは脈拍、体重測定の結果及び体力測定の結果等から訓練者個々の健康状態及び体力、運動能力を把握するとともに、勤務状況や生活状況等の把握にも配慮すること。また、必要があると認めるときは、訓練前に医師の健康診断を受けさせること。

(イ) 訓練に際しては、体調について正確な申告を行わせるとともに、訓練者の動静や表情を観察するなど、体調点検を徹底すること。

特に、高温時、寒冷時においては、入念な体調点検を行うこと。

その結果、体調に異常が認められる者に対しては、訓練を中止する等の措置をとること。

(ウ) 訓練者に対しては、自己の体力を過信させないようにするとともに、過度な競争意識を持たせないようにすること。

(エ) 訓練者の年齢、性別、体力、訓練の練度、勤務状況及び気象状況等に応じた訓練計画を策定するとともに、トレーニングの漸進性の原則に従って、段階的に運動負荷をかけるようにすること。

特に、夏期においては、暑さに慣れさせるため段階的な訓練の実施に配慮すること。

(オ) 訓練当日の温度、湿度等を考慮して訓練時間帯、訓練内容、服装装備等を決定する

など、訓練計画の弾力的な実施に配慮すること。

- (カ) 訓練は、原則として道路以外の場所で行うこと。やむを得ず道路で行うときは、交通量が少なく、かつ安全なところで行うこと。

この場合、事前に実地踏査を行い、訓練人員、訓練方法、道路環境等を検討して事故防止に十分配慮した計画を策定すること。

- (キ) 救急措置体制を確保するとともに、救急処置等について必要な教養を実施しておくこと。競技会等を行うときは、努めて医師、看護婦等を会場に配置すること。
- (ク) ウォーミング・アップを十分に行わせること。特に、寒冷時には入念なウォーミング・アップを行わせること。

#### イ 訓練中の措置

- (ア) 訓練中の異常を早期に発見するため、訓練者の人数、訓練場所等に応じた監視要員を配置すること。訓練のコースが長距離に及ぶときは、救護車、伴走車等の追従による監視、訓練者相互による安全確認等により異常者の早期発見に努めること。特に、競技会等においては、ゴール前後の動静に注意させること。
- (イ) 訓練者の疲労の程度等に応じ運動と休息のバランスを図ること。特に、夏期においては、短時間の休息を多く取らせるとともに、適宜水分を摂らせるようにすること。

#### ウ 訓練後の措置

- (ア) クーニング・ダウンを十分に行わせること。
- (イ) 訓練終了時においても人員点呼及び体調点検を行うこと。また、努めて脈拍及び体重を測定させ、安全管理上の参考とすること。
- (ウ) 疲労回復の方法、健康管理等について指導するとともに、そのための自己管理を徹底させること。

#### (2) 走訓練以外の訓練

前記(1)を準用するほか、次によること。

- ア 訓練対象者に対し事前に訓練計画を周知徹底しておくこと。
- イ 訓練用具の整備点検を行うとともに、正しい用法による訓練を行うこと。
- ウ 正しいルールに従って訓練を行うこと。
- エ 訓練終了後は、解放感から気がゆるみがちとなるので、特に規律の保持に努めること。